

放送コンテンツ海外展開総合強化事業

公募要領

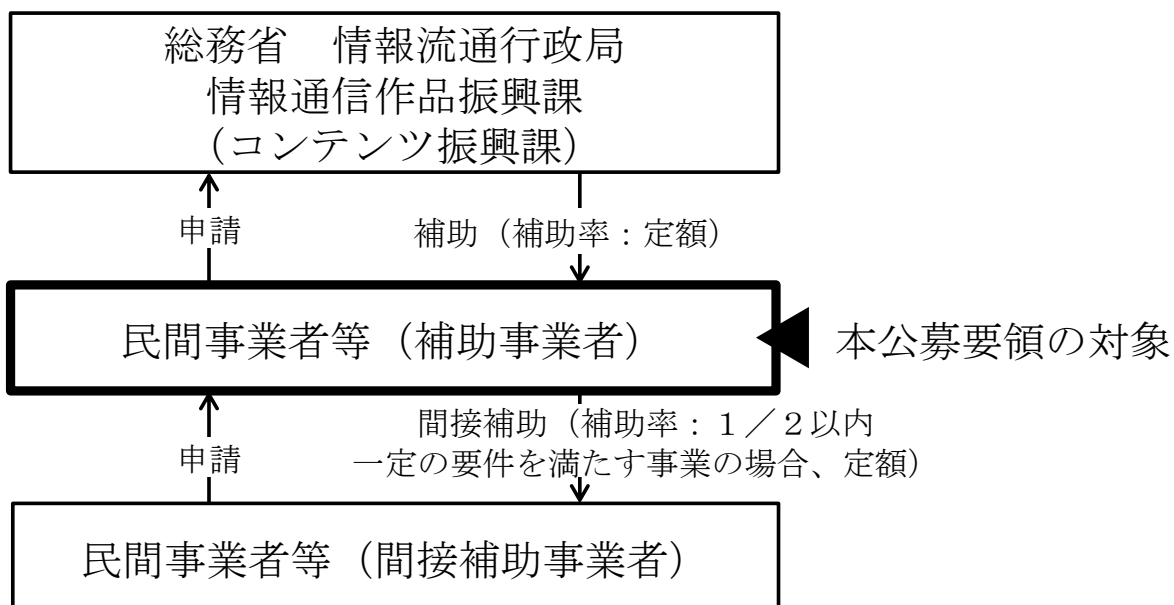
1 事業の目的

民間事業者等（以下、「間接補助事業者」という。）が、我が国の魅力を発信するコンテンツを制作し、海外において放送するとともに、連動した事業を開催し、それらの効果を測定する事業（以下、「間接補助事業」という。）に係る費用の一部を助成する事業について、総務省がその経費を補助することにより、訪日観光客の増加、地域産品の販路拡大、TPP／日EU・EPAの活用又は平成30年度に予定されている周年事業に関する情報発信等を促進し、我が国の経済活性化を図ることを目的とします。

2 申請に当たって

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）及び情報通信利用促進支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）のほか本公募要領の規定に基づき実施します。

3 事業スキーム



4 事業の内容

(1) 補助事業の実施

補助事業者は、要綱第24条第1項の規定に基づき、間接補助事業者に間接補助金を交付するための規程を定め、公募により20事業程度の間接補助事業の交付決定を行い、実施します。

(参考) 間接補助事業の概要 (予定)

○ 類型1 (我が国の魅力を発信する企画)

補助率は2分の1以内です(この場合における補助対象経費は、7,000万円以下)。ただし、以下の企画に対しては、定額補助を認めることがあります。

定額A : 4,000万円以下の定額補助を認めることがある場合

A S E A N 6 か国(フィリピン、インドネシア、マレーシア、タイ、ベトナム、ミャンマーの6か国。以下同じ。)を対象として、複数の都道府県を取り上げる企画であって、本事業の目的に照らし、特に高い効果が期待されると認められるもの(放送コンテンツの海外展開に参画する事業者の裾野を拡大する観点から、過去の総務省事業の採択件数も考慮します。)

定額B : 7,000万円以下の定額補助を認めることがある場合

以下のいずれかの企画であって、本事業の目的に照らし、特に高い効果が期待されると認められるもの

- ・ T P P / 日 E U ・ E P A の活用促進に特に資すると認められる企画
- ・ 欧州等過去の総務省事業で十分な実績がない国・地域であって、今後の市場開拓が見込めるものを対象とした企画
- ・ A S E A N 6 か国を対象とした企画であって、日本全国を取り上げる企画

○ 類型2 (周年事業を題材として我が国の魅力を発信する企画)

「ジャポニスム 2018」、「『ロシアにおける日本年』及び『日本におけるロシア年』」、「明治150年」を題材として我が国の魅力を発信する企画に対し、4,000万円を上限とする定額補助を認めることがあります。

(2) 事業の執行

間接補助事業に係る費用の効率的な執行、事業の効果測定及び周知広報等、事業の執行を行います。

5 事業の規模

879,939千円(業務管理費を含みます。)

6 補助率

定額

7 補助対象経費の区分

事業の補助対象経費の区分及び内容は、以下のとおりとします。

(1) 放送コンテンツ海外展開総合強化事業費

- 間接補助事業の費用の一部を助成するために要する経費
- (2) 業務管理費
放送コンテンツ海外展開総合強化事業の執行に係る経費

8 スケジュール (想定)

事業の公募	平成30年2月16日～3月9日
事業の採択の内示	平成30年3月中旬
交付申請書の提出	平成30年3月中旬
交付決定 (補助事業の開始)	平成30年3月下旬
事業の完了	平成30年3月下旬

(財務省より繰越承認を得られた場合には、1年間を超えない範囲で延長することがある。)

9 補助事業者の応募資格

- (1) 日本に拠点を有している法人 (個人の応募は不可) であること。
- (2) 事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- (3) 事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (4) 間接補助事業の放送対象国について、過去に実施した類似の事業実施対象国として中国、インドネシア、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、台湾、ベトナムが大半であったため、これらの地域において、情報の収集が行える現地法人又はこれに準じるものを、提案する法人等が設立していることにより、海外での我が国の放送コンテンツに対する知見を有していること。

10 申請手続について

- (1) 申請期間
平成30年2月16日 (金) ～平成30年3月9日 (金) 12時必着
- (2) 申請書類
 - ア 公募申請書 (別添の様式第1)
 - イ 事業実施計画書 (別添の様式第2)
 - ウ 法人の概要が分かる説明資料
 - エ 過去3年の決算報告書 (又は収支予算)
- (3) 申請の方法と提出部数
申請書類 (正本1通及び副本4通) 及び申請書類の電子データを保存したCD、DVD又はUSBメモリー (1部) を、申請期間内に提出してください。提出物

は、封筒に入れ、宛名面に「放送コンテンツ海外展開総合強化事業応募書類」と赤字で明記してください。

なお、申請書類の返却はいたしませんので、御了承ください。

(4) 提出先と問い合わせ先

〒100-8926

東京都千代田区霞が関 2-1-2 中央合同庁舎 2 号館

総務省情報流通行政局 情報通信作品振興課（コンテンツ振興課）

放送コンテンツ海外展開総合強化事業担当

電話：03-5253-5739

11 審査

(1) 審査

審査は原則として応募書類に基づいて行いますが、必要に応じてヒアリングを実施するほか、追加資料の提出を求める場合があります。

(2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

ア 9 の応募資格を満たしているか。

イ 提案の内容が交付の対象となりうるか。

ウ 提案の内容が事業の目的に合致しているか。

エ 事業の実施方法等に、成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。

オ 事業を円滑に執行するために、事業規模等に適した実施体制をとっているか。

カ 事業の関連分野に関する十分な知見及び実績を有しているか。

キ 事業の実施方法、実施スケジュールが現実的か。

ク 事業を遂行するための資力、資金調達能力を有しているか。

12 その他

(1) 交付決定日以前に発生した経費は補助対象になりません。

(2) 事業への申請に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付申請しなければなりません。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではありません。